

原村ふるさと寄附金

＼知って得する！／

ふるさと納税 のおはなし



●ふるさと納税ってなんだろう？

生まれ育った故郷や応援したい自治体に寄附することで、**地域の取組を応援できる制度**です。一定の条件のもと、所得税や住民税の控除を受けることができます。自治体によっては、寄附へのお礼として返礼品が用意されている場合があります。

※ご自身が住んでいる自治体に寄附はできますが、純粋な寄附となるため税額控除の対象にはなりません。



●わたしもできる？ ふるさと納税

① どんな人がふるさと納税できる？

- ✓ 日本国内に住所があり、所得税や住民税を納めている人
- ✓ 税金を納めている本人名義で、寄附（ふるさと納税）できる人

② いくらまで寄附できる？

「年収」や「家族構成」等によって異なります。

- ・ 年収が高い人は、寄附できる上限額が多くなります
- ・ 扶養家族が多い人は、控除額が変動するため、上限額が低くなる場合があります
- ・ 学生や専業主婦（夫）等で所得税や住民税を払っていない人は寄附をしても控除されません

で自身がいくらまで寄附できるかは、
ふるさと納税ポータルサイト（楽天ふるさと納税、ふるさとチョイス等）の

「シミュレーター」で調べましょう！

調べ方は簡単！

お手元に「昨年の源泉徴収票」または「直近の給与明細」を用意して、
主要なふるさと納税ポータルサイトにアクセス。

「シミュレーター」をクリックして、年収や家族構成等を入れるだけ！
いくらまで寄附できるか、自動的に計算されます!!

●ここには注意！ふるさと納税

⚠️ 寄附した金額から2000円を引いた金額が控除の対象

シミュレーターで調べたご自身の寄附金額の全てが控除されるわけではなく、原則2,000円の自己負担がかかります。控除上限額を超えて寄附すると、超えた全額が自己負担額となるため要注意です！

★ワンストップの場合

【寄附した金額】－【原則2000円】＝【翌年の住民税から控除される金額】

実質的に税金が安くなる金額は同額です！

★確定申告の場合

【寄附した金額】－【原則2000円】＝【今年の所得税から還付】＋【翌年の住民税から控除】

⚠️ 寄附しただけではダメ！寄附後の手続きをお忘れなく

税金の控除を受けるには「手続き」が必要です。ご自身の状況に合わせて行ってください。

項目	ワンストップ特例制度申請	確定申告
対象者	・ 会社員など確定申告が不要な人 ・ 寄附先が5自治体以内の人	・ 個人事業主の方 ・ 寄附先が6自治体以上の方
手軽さ	スマートフォンやPCだけで完結	書類作成が必要 ※e-Taxにより、スマートフォンやPCで完結できる
期限	寄附した年の翌年 <u>1月10日まで</u>	2月中旬～3月中旬 ※還付申請は1月から可能
備考	ワンストップ申請後、 確定申告すると無効になります	—

●はじめてみよう！ふるさと納税

【STEP1】

ご自身の年収の控除額上限をサイトで調べてみよう！

【STEP2】

ふるさと納税ポータルサイトから

生まれ育ったふるさとや応援したい自治体を選ぼう！

※ふるさと納税ポータルサイトへの登録が必要となります

【STEP3】

選んだ自治体から返礼品を選んで寄附しよう！

(POINT)

- ・返礼品不要の寄附も選択できます
- ・ワンストップ申請を希望する場合には、寄附申し込み時にチェックを入れます（チェック欄がある場合）

【STEP4】

重要

「ワンストップ特例申請」または「確定申告」しよう！

ふるさと納税のポータルサイトを眺めるだけでも、

「へ～、この地域にはこんな素敵なモノ・コトがあるんだ!!」「え！このお菓子ってこの地域に工場があるんだ?!」など、新たな発見があります♪

素敵なモノ・コトを見つけて、その地域を訪ね実際にお店に行ってみるのも楽しいですよ！